

令和3年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうち

■ ZEH支援事業

環境省による事業

公募要領

令和3年4月12日改定

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	事業趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 ZEH化支援事業

1 事業概要

1-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助対象となる事業者	11
(4)	補助対象となる住宅	11
(5)	交付要件	12
(6)	ZEH+の選択要件について	14
(7)	補助対象範囲	15
(8)	他の補助事業との調整	15
(9)	補助金額および上限額	16
1-2	公募方法	17
(1)	公募の方法	17
(2)	一般公募	17
(3)	新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募	17
(4)	交付申請の受付方法	18
1-3	事業スケジュール	19
(1)	スケジュールの詳細	19
(2)	四次公募の実施について	21
(3)	公募説明会	21
1-4	重要事項	22
(1)	重要事項の詳細	22

2 事業要件

2-1	補助対象範囲及び設備等の要件一覧	23
(1)	ZEHの補助対象範囲及び設備等の要件一覧	23
(2)	ZEH+の補助対象範囲及び設備等の要件一覧	25
2-2	[ZEH+の選択要件]及び補助対象設備等一覧	27
2-3	取得する省エネ性能表示の要件	28
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	28
(2)	注意事項	28
2-4	HEMS(エネルギー計測装置)の要件	29
	(ZEH及びZEH+のうち[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)	
2-5	HEMS(エネルギー計測装置)の要件	30
	(ZEH及びZEH+のうち[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)	

INDEX

3 事業の実施

3-1	事業年間スケジュール	33
3-2	事業詳細スケジュール	34
3-3	公募～交付決定	35
(1)	事業の公募	35
(2)	交付申請	35
(3)	手続代行者について	35
(4)	リース事業者との共同申請について	35
(5)	審査	35
(6)	採択	36
(7)	交付決定	36
3-4	補助事業の開始～完了	37
(1)	補助事業の開始	37
(2)	中間報告書の提出	37
(3)	中間検査(現地調査)	38
(4)	補助事業の計画変更	38
(5)	事業完了日	38
3-5	実績報告～補助金支払	38
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	38
(2)	確定検査(審査)	38
(3)	補助金支払	38
(4)	事業成果の公表	38
(5)	使用状況の報告	39
(6)	取得財産の管理等	39
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	39
3-6	注意事項	40
3-7	よくあるご質問について	40

4 交付申請の方法

4-1	申請について	41
4-2	交付申請 提出書類一覧表	42

5 交付申請書及び添付書類の入力例

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	54
(2)	発送の注意事項	54
(3)	問合せ先	54

<はじめに>

本公募要領において、

- ◎ 平成28年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H28年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成28年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」について「H28年度補正ZEH普及加速事業」
- ◎ 平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H29年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)」のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、及び、平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH+実証事業、戸建分譲ZEH実証事業について「H30年度ZEH補助事業」
- ◎ 平成31年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)」のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH+実証事業、及び、平成31年度「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」について「H31年度ZEH補助事業」
- ◎ 令和元年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」のうち、コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業、及び、ZEH+R強化事業について「R元年度補正ZEH補助事業」
- ◎ 令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)」のうちZEH支援事業、令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業))(集合住宅におけるZEH-M化等促進事業)」のうち先進的再エネ熱等導入支援事業、及び、令和2年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH+実証事業について「R2年度ZEH補助事業」
- ◎ 令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」について「R2年度補正ZEH補助事業」

と記載する。

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨

我が国では、「第5次エネルギー基本計画」(2018年7月閣議決定)において「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、政策目標の実現に向けて、課題とアクションプランを整理した「ZEHロードマップ」を関係省庁等と共に2015年12月に公表し、当該ロードマップに基づき普及に向けた取り組みを行ってきました。

SIIでは、2016年から2020年までの5か年間、ZEHビルダー/プランナー登録制度をはじめとしたZEH普及策を継続実施して来ました。ZEHビルダー/プランナー登録制度は、2021年3月末において7,665社に御登録頂き、ZEH普及に向けた2020年政策目標はほぼ実現できる見通しとなりました。

本年度から、ZEH普及政策は2030年目標の実現に向けた「新たなフェーズ」に入ります。

また、我が国は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言(2020年10月)しました。環境省では、「脱炭素社会」「循環経済」「分散型社会」への移行により、経済社会を「リデザイン」し、グリーン社会の実現を目指しており、ZEH普及政策は脱炭素社会の実現に向けた重要なテーマのひとつに位置付けられています。

- ◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。
また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法や地域区分の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法及び、地域区分に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● 『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

※エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減(再生可能エネルギー未導入でも可)

※ エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)及び多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)に建築された住宅に限る。

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。
本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。
SIIではこれらのうち、7つの補助事業を執行しています。

: 緑色のラインは相互に連携する事業を示す

省庁	役割	戸建住宅への補助事業	集合住宅への補助事業
国土交通省	中小工務店等が連携して建築するZEH	<令和3年度> 地域型住宅グリーン化事業 sii 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative SIIが執行する補助事業	
経済産業省	将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち次世代ZEH+実証事業 (以下、「次世代ZEH+実証事業」) 本公募要領に掲載する事業	<令和3年度> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち超高層ZEH-M実証事業 (以下、「超高層ZEH-M実証事業」)
環境省	引き続き供給を促進すべきZEH 脱炭素化および災害時のレジリエンス強化	<令和2年度(第3次補正)> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業のうちZEH支援事業 (以下、「ZEH支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業 (以下、「先進的再エネ熱等導入支援事業」) 本事業の公募対象は、ZEH、ZEH+です	<令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち高層ZEH-M支援事業 (以下、「高層ZEH-M支援事業」) <令和3年度> 集合住宅の省CO₂化促進事業(高低中層ZEH-M)のうち低中層ZEH-M促進事業 (以下、「低中層ZEH-M促進事業」)

※ 「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せてください。

2章 ZEH支援事業

(注) 本章は「一般公募(一次公募)」および、
「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」の公募要領となります。

1 事業概要

1-1 事業内容

(1) 補助金名

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)のうちZEH支援事業
略称: 令和3年度 ZEH支援事業 (以下、「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約22億円 (一次公募及び新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募分)

(3) 補助対象となる事業者

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、以下①～③を全て満たすものに限ります。

- ① 申請者は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅※¹の購入予定者となる個人、又は既存戸建住宅の所有者となる個人に限ります。
- ② 「暴力団排除に関する誓約事項」(P47参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。
- ③ 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること。
※ COOL CHOICE特設サイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>)にて「賛同登録」を行ってください。

(4) 補助対象となる住宅

補助対象となる住宅は下記①～⑥の条件を満たすものに限ります。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
(住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が以下一覧の要件を満たしている場合には申請することができます。
・補助対象住宅がZEHの場合……………「(1) ZEHの補助対象範囲及び設備等の要件一覧」
(P23～P24参照)
・補助対象住宅がZEH+の場合……………「(2) ZEH+の補助対象範囲及び設備等の要件一覧」
(P25～P26参照)
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅※¹の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。※²
- ⑥ 交付要件に示す、ZEH又はZEH+の要件を満たす住宅であること。

※¹ 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

※² 「令和3年度 超高層ZEH-M実証事業」、「令和3年度 高層ZEH-M支援事業」及び「令和3年度 低中層ZEH-M促進事業」との併願はできません。

(5) 交付要件

<ZEHの交付要件>

- ① ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。※1 ※2
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること(P23参照)。
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※3
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※2 ※3 ※4
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領」参照)が関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること。なお、平成28年度から令和2年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「令和2年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」および「令和3年度ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)への継続登録」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告及び継続登録については「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領」参照)
- ③ 申請する住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号(以下、「建築物省エネ法」という)第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限り)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること(P28参照) ※5。
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。
(補助対象住宅がZEHの場合……P23～P24参照)
(補助対象住宅がZEH+の場合……P25～P26参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること(P29参照)。
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は全て新たに導入すること。

※1 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
 なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 本事業では、補助対象住宅がZEHの場合、北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅(平屋建ての場合を除く)及び多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も補助対象とします。
 この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要があります。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令 第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※4 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とします。
 また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とします。

＜ZEH+の交付要件＞

- ⑦ 前頁①～⑥の＜ZEHの交付要件＞を満たしていること。※6 ※7 ※8
- ⑧ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※9
- ⑨ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること[ZEH+の選択要件](P14参照)。※10
- 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※11
1・2地域：0.30、3～5地域：0.40、6・7地域：0.50
 - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
 - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※12
- ※6 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+ も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。
- ※7 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※8 本事業では、「※6」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とします。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とします。
- ※9 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令 第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※10 8地域については、[ZEH+の選択要件]のうち「外皮性能の更なる強化」(P27参照)は選択できません。
- ※11 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、UA値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※12 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

(6) ZEH+の選択要件について

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の

①～③の要件のうち2つ以上を導入することが[ZEH+の選択要件]となります。

但し、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

① 外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP27に示す基準を満たすこと。

注1: 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

② 高度エネルギーマネジメント

HEMS (Home Energy Management System)により、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

- 1) 「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム、燃料電池システム、充放電設備(V2H設備等)、充電設備(設置する場合)」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの※1※2を設置してください。

※1 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認(注)での対応を可能とすることを含めて判断します。

※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、HEMSとの相互接続性の自己確認(注)での対応を可能とします。

(注) 自己確認は、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能について通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、そのエビデンスを中間報告時まで提出できることを条件とします(詳細はP32参照)。

- 2) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF認証の取得を予定しているが、中間報告時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を中間報告書に添付するとともに、事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

③ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車※1(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。
- 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。
- 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。
- 4) 充放電設備を設置する場合は、電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。

※1 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

(7) 補助対象範囲

① 補助対象

1) 補助対象住宅がZEHの場合

1. 住宅の設備等

補助金対象となる設備等は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「(1) ZEHの補助対象範囲及び設備等の要件一覧」(P23～P24参照)に「該」と記載するものになります。なお、補助対象設備等は新品を導入すること。

2. 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
なお、「R2年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。
- ・導入価格(機器費＋工事費・据付費)が、蓄電容量1kWhあたり16.5万円以下の蓄電システムであること(P24又はP26参照)。
- ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること(P24又はP26参照)。
- ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。
(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)
蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

2) 補助対象住宅がZEH+の場合

住宅の設備等

補助金対象となる設備等は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「(2) ZEH+の補助対象範囲及び設備等の要件一覧」(P25～P26参照)に「該」と記載するものになります。なお、補助対象設備等は新品を導入すること。

(8) 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施するグリーン住宅ポイント制度等のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

(9) 補助金額および上限額

① 補助対象住宅

1) 『ZEH』

・交付要件を満たす住宅

一戸あたり 定額 60万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。

2) 『ZEH+』

・交付要件を満たす住宅

一戸あたり 定額 105万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システムを導入する場合には、以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金額を加算します。

1) 初期実効容量※11kWhあたり2万円

2) 蓄電システムの補助対象経費※2の1/3

3) 補助額上限20万円

(注) 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。

※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

1-2 公募方法

(1) 公募の方法

本事業では、「一般公募」と「新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナー向け公募」(以下、「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」という)を分けて公募を行います。

(2) 一般公募

SIIは、一次公募から三次公募まで公募期間を定め、先着順に受け付けます。
また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。
SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

交付申請に際して、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した「環境省事業による一公募あたりの採択目安数」(「ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)公募要領」P31参照)を超えた事業については、申請を受け付けできませんのでご注意ください。

■ 採択件数(事業規模より想定)

	一次公募	二次公募	三次公募
採択件数 (事業規模より想定)	約2,600件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)	二次公募開始までに SIIホームページで公表	三次公募開始までに SIIホームページで公表

(3) 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

SIIは、本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から、一般公募とは別に新規取り組みZEHビルダー/プランナー向けの公募を行います。新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」に1件に限り申請することができます。
なお、公募対象はZEHのみとします(ZEH+は公募対象外)。

(注) 交付申請を2件以上行う場合は、「一般公募」に2件目以降の申請を行ってください。
(注) ZEH+を申請する場合は、「一般公募」に申請してください。

■ 採択件数(事業規模より想定)

	新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募
採択件数 (事業規模より想定)	約1,000件

【新規取り組みZEHビルダー/プランナーの要件】

「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」の申請に関与するZEHビルダー/プランナーは、以下の要件を全て満たしていること。

- ① SIIに登録を受けたZEHビルダー/プランナーであること。
但し、ZEHビルダー/プランナー登録申請中であり、まだ登録を受けていないZEHビルダー/プランナーについても可とします。
- ② ZEHビルダー/プランナー登録を受けた後に、本事業又は「令和3年度 次世代ZEH+実証事業」、「R2年度補正ZEH補助事業」、「R2年度ZEH補助事業」、「R元年度補正ZEH補助事業」、「H31年度ZEH補助事業」、「H30年度ZEH補助事業」、「H29年度ZEH支援事業」、「H28年度補正ZEH普及加速事業」、「H28年度ZEH支援事業」において、自らがZEHビルダー/プランナーとして関わる交付決定を1件も受けていないこと。

(4) 交付申請の受付方法

- ・「一般公募」および「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」ともに、公募期間内にSIIが受付けた申請書を順次審査し、審査の結果、補助事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。

特に、本人確認書類、建築図面、事業概要書が不足する申請については一切受理しません。

(注) 申請書の発送における注意事項(P54参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。

(注) 手元に保管すべき副本等をSIIに提出した申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)から書類の返却を求められた場合、SIIは着払いにて返送しますので、注意してください。

(注) 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

なお、予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返送します。

但し、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。

抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

1-3 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

① 一般公募

1) 公募期間

一次公募 2021年 5月 6日(木) 10時 ~ 2021年 6月18日(金) 17時必着

二次公募 2021年 7月 5日(月) 10時 ~ 2021年 8月20日(金) 17時必着

三次公募 2021年 8月30日(月) 10時 ~ 2021年 9月24日(金) 17時必着

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので、ご注意ください。

※ 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意してください。

2) 交付決定

申請書の到着日から約3週間後に都度交付決定を行います。

但し、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。

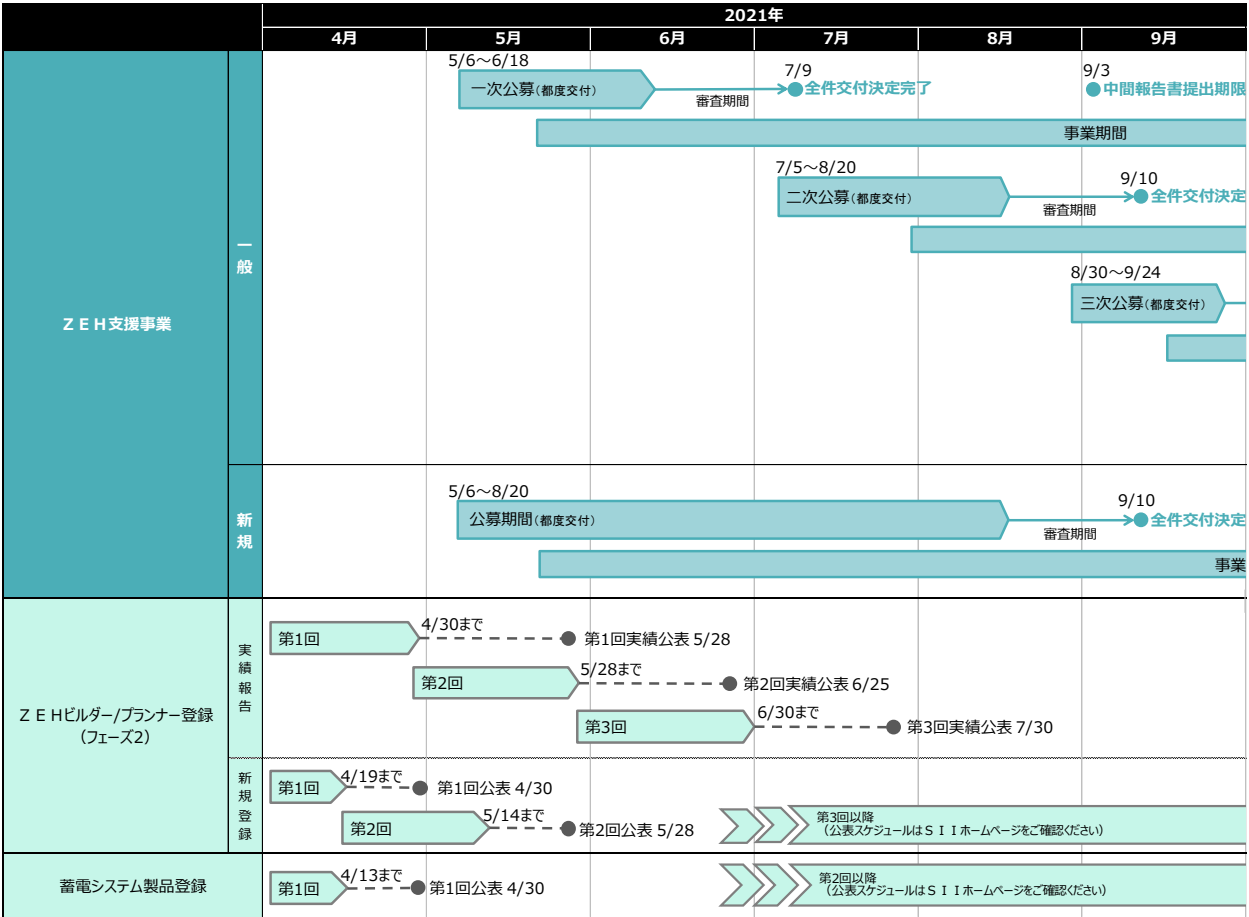
一次公募 2021年 7月 9日(金)

二次公募 2021年 9月10日(金)

三次公募 2021年10月15日(金)

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください(P36参照)。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

■ 本事業のスケジュール



3) 中間報告

以下の期日内に提出することを原則とします。

一次公募の交付決定者 2021年 9月 3日(金) 17時必着

二次公募の交付決定者 2021年11月 5日(金) 17時必着

三次公募の交付決定者 2021年12月10日(金) 17時必着

4) 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 2021年12月10日(金)

二次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 2022年 1月21日(金)

三次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 2022年 2月 3日(木)

※ 木造伝統工法等の既存改修事業で指定の事業期間までに事業完了できない場合は、別途SIIに
間合せてください。

5) 完了実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出すること。

一次公募の交付決定者 2021年12月17日(金) 17時必着

二次公募の交付決定者 2022年 1月28日(金) 17時必着

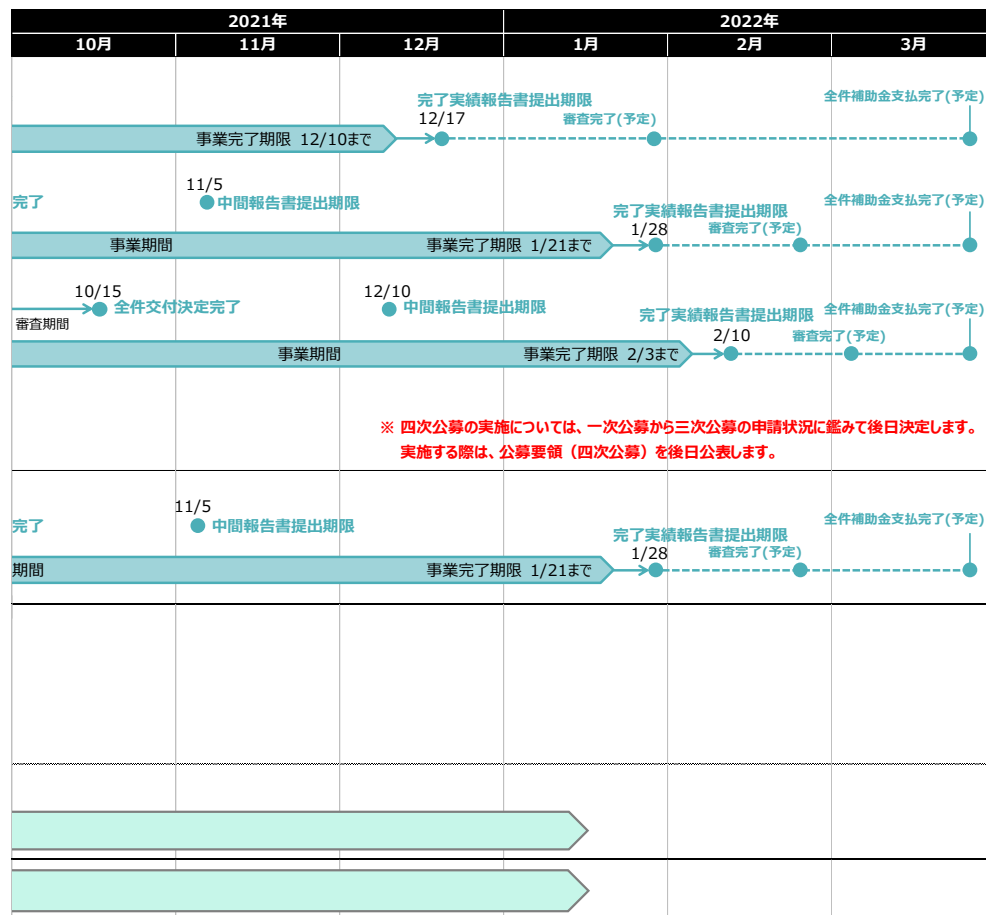
三次公募の交付決定者 2022年 2月10日(木) 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

但し、補助対象住宅の「ZEH+の選択要件」で「**②高度エネルギーマネジメント**」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること(P31参照)。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



② 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

1) 公募期間

2021年5月6日(木) 10時 ～ 2021年8月20日(金) 17時必着

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

※ 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意してください。

2) 交付決定

申請書の到着日から約3週間後に都度交付決定を行います。

但し、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は2021年9月10日(金)です。

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください(P36参照)。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

3) 中間報告

以下の期日内に提出することを原則とします。

最終 2021年11月 5日(金) 17時必着

4) 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

交付決定通知を受領後 ～ 2022年1月21日(金)

※ 木造伝統工法等の既存改修事業で指定の事業期間までに事業完了できない場合は、別途SIIに問合せください。

5) 完了実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出すること。

2022年1月28日(金) 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

(2) 四次公募の実施について

四次公募の実施については、一次公募から三次公募の申請状況に鑑みて後日決定します。

実施する際は、公募要領(四次公募)を後日公表します。

(3) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施いたしません。

1 -4 重要事項

(1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手すること。
原則、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。
但し、新型コロナウイルス感染拡大によるその後の補助対象工事への影響に鑑み、補助対象外となる基礎工事について、「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。
※補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められないのでご注意ください。
※基礎工事以外の工事項目の事前着手はできません。
※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
完了実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P47参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ 交付申請書、中間報告書、並びに完了実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ⑥ 完了実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
- ⑦ 本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施するグリーン住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

※ P40「注意事項」を必ず確認してください。

2 事業要件

2-1 補助対象範囲及び設備等の要件一覧

本事業では、補助対象住宅に導入する設備の性能要件は問いません。「建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、ZEHを満たすこと」を要件とします。
但し、蓄電システム及びHEMSについては性能要件を定めていますので、必ず確認のうえ申請してください。

(1) ZEHの補助対象範囲及び設備等の要件一覧

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準									
省エネ性能表示評価書		●	該	・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』(交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とする)であることを示すものであること。									
高断熱外皮		●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下			—		
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
				冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下	
				・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 ・構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。									
空調設備※1		●	該	・主たる居室には、エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 ※1 「令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」の補助金と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。									
給湯設備 ※2	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等) 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等) 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 太陽熱利用システム	●	該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいずれかの設備を導入すること。 ※2 「令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」の補助金と併せて導入する場合は、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。									
	燃料電池(エネファーム等)	—	—										
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)		●	該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる設備を導入すること。 ・換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。								
	照明設備	LED照明	●	—	—								
		蛍光灯	●	—	—								
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム		●	—	—								

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準
蓄電システム	○	該	- 以下の全てを満たす蓄電システムであること。 - 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 なお、「R2年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。※3 - 蓄電システムの導入価格(機器費＋工事費・据付費※4)が、蓄電容量1kWhあたり16.5万円以下の蓄電システムであること。※5 - 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 ＜導入目的＞ 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 ＜接続及び運用の要件＞ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)。 ※3 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。 URL:https://sii.or.jp/zeh/battery/search ※4 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。 ※5 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。 ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)
エネルギー計測装置(HEMS)	●	—	「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 - 計測されたデータの表示ができること。 - 詳細はP29「HEMS(エネルギー計測装置)の要件(ZEH及びZEH+のうち[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)」HEMS(エネルギー計測装置)の要件」参照。

●: 本事業で導入を必須とすること
○: 補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。
(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

(2) ZEH+の補助対象範囲及び設備等の要件一覧

- で表示する項目はP27記載の追加要件があるので注意すること。
- で表示する項目はP27記載の追加要件があるので注意すること。

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準										
省エネ性能表示評価書		●	該	・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』(交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、であることも可とする)であることを示すものであること。										
高断熱外皮		●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下			－			
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8		
				冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下		
				・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 ・構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。										
空調設備※1		●	該	・主たる居室には、エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 ※1 「令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」の補助金と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。										
給湯設備 ※2	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	●	該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいずれかの設備を導入すること。 ※2 「令和3年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」の補助金と併せて導入する場合は、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。										
	潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		該											
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)		該											
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)		該											
	太陽熱利用システム		該											
	燃料電池(エネファーム等)		－											
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)		●	該	・エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる設備を導入すること。 ・換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。									
	照明設備	LED照明	●	－	－									
		蛍光灯	●	－	－									
創エネルギーシステム		●	－	－										

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準
蓄電システム	○	—	- 以下の全てを満たす蓄電システムであること。 - 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 なお、「R2年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。※3 - 蓄電システムの導入価格(機器費＋工事費・据付費※4)が、蓄電容量1kWhあたり16.5万円以下の蓄電システムであること。※5 - 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 <導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 <接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)。 ※3 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。 URL:https://sii.or.jp/zeh/battery/search ※4 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。 ※5 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。 ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)
エネルギー計測装置(HEMS)	●	—	「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 - 計測されたデータの表示ができること。 - ZEH+を申請し「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業は、P29「HEMS(エネルギー計測装置)の要件」([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)」を参照。 - ZEH+を申請し「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業は、P30「HEMS(エネルギー計測装置)の要件」([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)」を参照。

●: 本事業で導入を必須とすること
○: 補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。
(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

2-2 [ZEH+の選択要件]及び補助対象設備等一覧

本事業では、公募要領P14で示した通り、下記の①から③のうち2つ以上を導入することが「ZEH+の選択要件」となります。
①:外皮性能の更なる強化(緑色 で表示された項目) ②:高度エネルギーマネジメント(水色 で表示された項目)
③:電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備
(黄色 で表示された項目)

各「ZEH+の選択要件」は、公募要領P25～P26「ZEH+の補助対象範囲及び設備等の要件一覧」に示した要件を満たし、且つ、選択した要件に応じて下表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件	設備等の種類		必須要件	追加要件																
①	高断熱外皮		●	・各地域において下記のU _A 値を満たすこと。																
				地域区分	1	2	3	4 ※1	5 ※1	6	7	8								
				外皮平均熱貫流率(U _A 値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		－								
				※1 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはU _A 値が0.50以下であれば、[ZEH+の選択要件]を満たすものとします。																
②	空調設備	高効率個別エアコン	○	・制御対象となる各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。 ・P30「2－5 HEMS (エネルギー計測装置)の要件 ([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)⑤⑥」参照。																
		ヒートポンプ式セントラル空調システム																		
	給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)																		
		燃料電池 (エネファーム等)																		
		潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等)																		
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)																		
	蓄電システム																			
	充電設備																			
	充放電設備 (V2H充電設備等)																			
	HEMS											●	【HEMSコントローラ】 ・P30「2－5 HEMS (エネルギー計測装置)の要件 ([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)①～⑥」参照。							
	③	電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備										●	・EV充電用設備は車庫スペース等において使用可能とし、以下の要件を満たすこと。 1) 分電盤に専用の分岐回路(＝専用回路)を設置すること。 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。 4) 充放電設備を設置する場合は、電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。							

● :本事業で「ZEH+の選択要件」として選択した場合、必須となる追加要件。
○ :本事業で「ZEH+の選択要件」として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

2-3 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

(1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』※1であることを示すものであること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%(又は25%以上)削減されていること。
- ③ [ZEH+の選択要件]で「**①**外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率(UA値)がP27に示す基準を満たしていること。
- ④ 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

(2) 注意事項

- ① 完了実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんので注意してください。
- ② 省エネ性能表示を受けた結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ③ エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)は、例年4月と10月に改変が行われていますので、十分注意してください。

【参考】国土交通省 建築物省エネ法のページ(2021年2月19日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

2-4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件
(ZEH及びZEH+のうち[ZEH+の選択要件]で「**②高度エネルギーマネジメント**」を**選択しない事業**)

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量※1	●
電力量の計測・取得※2	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※3	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量	○
電気自動車を活用した充放電設備(プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量	○
	放電力量	○
使用電力計測・取得間隔※4	1時間以内	●
データ蓄積期間※5※6	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は必須

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 積算消費電力量(Wh)。

※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。

※5 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること(詳細はP39を参照)。

2-5 HEMS(エネルギー計測装置)の要件

([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)

[ZEH+の選択要件](P14参照)で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件は以下の①～⑥の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

【エネルギー計測装置(HEMS)】

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること。
※完了実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。
- 3) SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP29で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

③ HEMSコントローラの設定要件

- 1) エネルギー計測装置で計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
※項目名称の設定は、完了実績報告時までに完了すること。
※名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2) 「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、完了実績報告時に計測項目名の確認ができる分電盤写真等の提出ができること。
※P29で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

④ 計測データの要件

エネルギー計測装置の表示項目の名称設定を完了することで事業完了とします。

【エネルギー計測の要件】

- 1) 以下の要件を全て満たしていること。
- ・ P29に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測すること。

・ 1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。

・ 計測項目や年月、日時が記載されていること。

・ SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。 URL: https://sii.or.jp/meti_zeh03/zeh_plus/public.html

【運用時の要件】

申請者は、事業完了後2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データを記録・保存すること。

本事業では、[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業で交付決定を受けた補助事業者のエネルギー計測データの報告は不要とします。
但し、事業完了後2年間は、国またはSIIの求めに応じて提出できるよう、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データを保存してください。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- 1) 導入する通信制御対象の各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能は通信制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程
空調設備	Release D 以降
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)	
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯器クラスはRelease L 以降 瞬間式給湯器クラスはRelease C 以降
蓄電システム	Release H 以降
充放電設備(V2H充電設備等)	Release G 以降
充電設備	Release J 以降

※-完了実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

- 3) 通信制御対象の各設備においてHEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

⑥ AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規程に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムを除く設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

＜相互接続性の自己確認を示す書類＞

- 1) 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(別表1)の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト(メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。

＜提出方法＞

中間報告時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す書類をSIIへ提出すること。

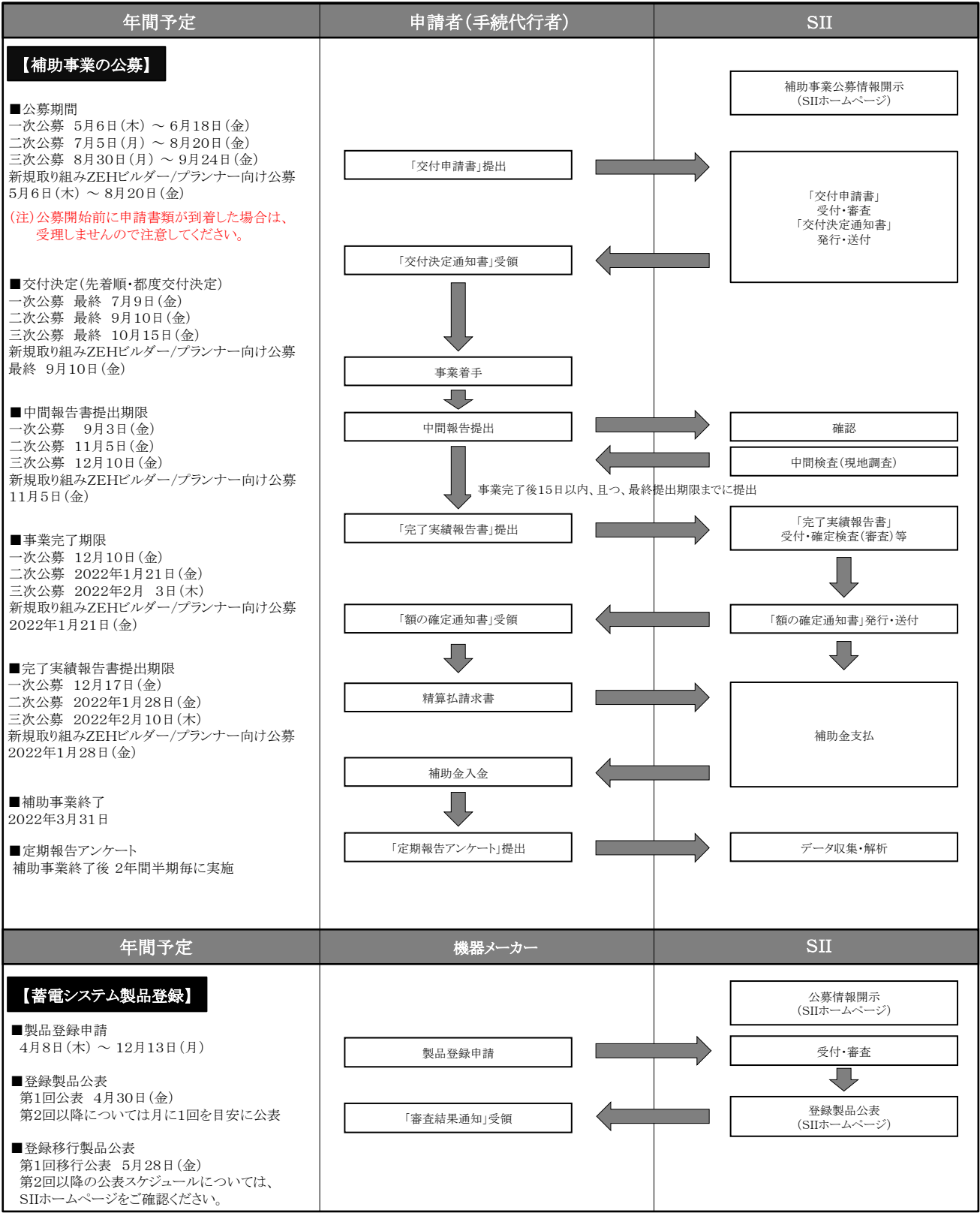
【別表1】ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	・動作状態 ・節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	—
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ等)	・動作状態 ・給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	—
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
ハイブリッド給湯器	・動作状態	・太陽光発電連携モード設定※1	—
蓄電システム	・動作状況 ・識別番号 ・現在時刻設定 ・現在年月日設定 ・A C実効容量(充電・放電)	・A C充電・放電可能容量 ・A C充電・放電可能量 ・A C積算充電・放電電力量計測値 ・A C充電量・放電量設定値 ・最小最大充電量・放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ
充放電設備 (V 2 H充電設備等)	・動作状態	・定格充電能力 ・定格放電能力 ・車両接続・充放電可否状態 ・最小最大充電電力値 ・最小最大放電電力値 ・最小最大充電電流値 ・最小最大放電電流値 ・充放電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認※2 ・車載電池の放電可能容量値1 ※3 ・車載電池の放電可能残容量1 ※3 ※4 ・車載電池の放電可能残容量3 ※3 ※4 ・車載電池の使用容量値1 ※3 ・車載電池の電池残容量1 ※3 ※4 ・車載電池の電池残容量3 ※3 ※4
充電設備	・動作状態	・定格充電能力 ・車両接続・充電可否状態 ・充電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認※2 ・車載電池の充電可能容量値※3 ・車載電池の充電可能残容量値※3 ・車載電池の使用容量値1 ※3 ・車載電池の電池残容量1 ※3 ※4 ・車載電池の電池残容量3 ※3 ※4 ・車両 I D ※3

※1 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。
※2 充放電器タイプ又は充電器タイプがDC__タイプAAの場合のみ必須。
※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から出力される場合、応答必須。
※4 いずれかのプロパティを搭載すること。

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール



補助事業公募情報開示
(SIIホームページ)

「交付申請書」
受付・審査
「交付決定通知書」
発行・送付

確認

中間検査(現地調査)

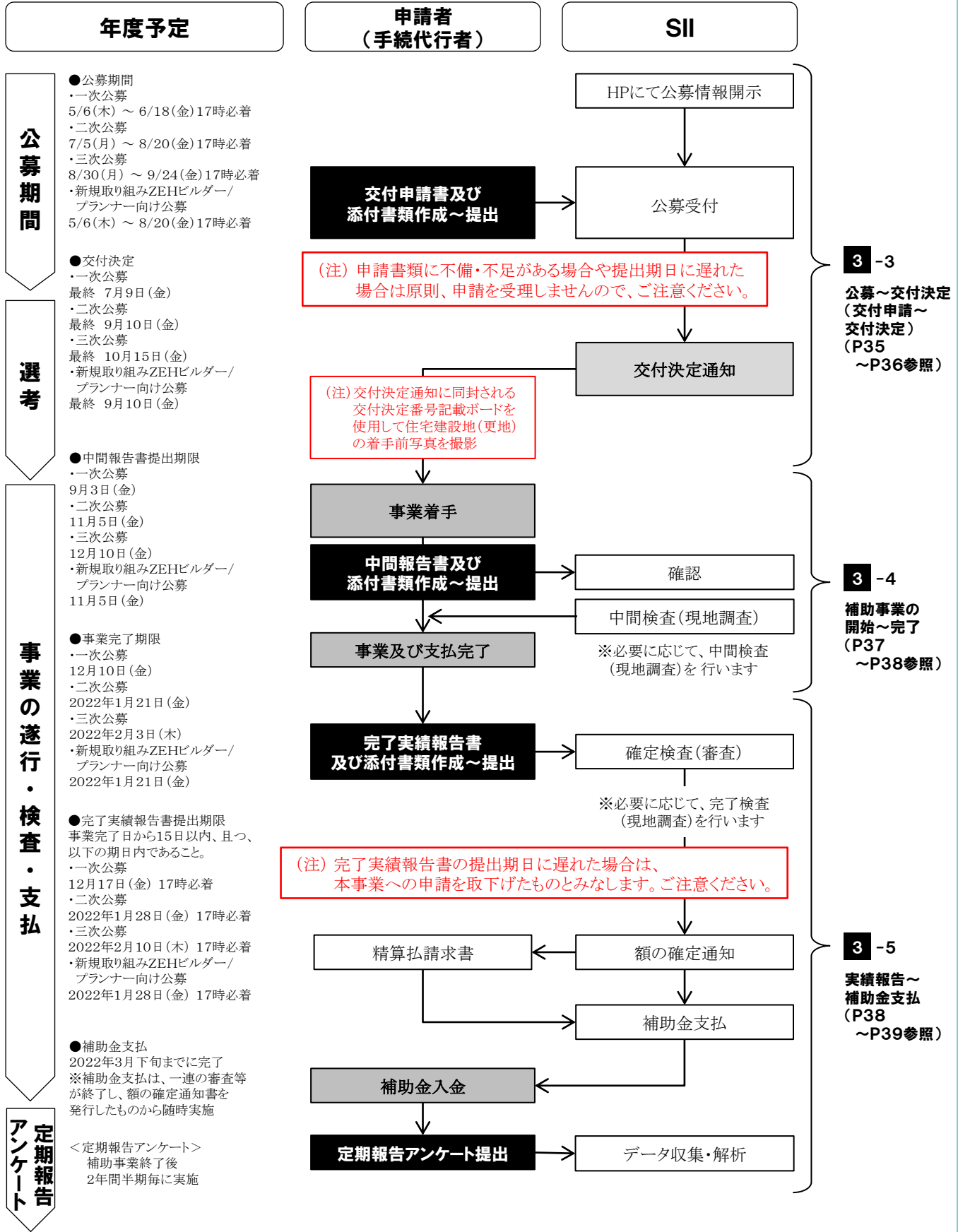
「完了実績報告書」
受付・確定検査(審査)等

「額の確定通知書」発行・送付

補助金支払

データ収集・解析

3-2 事業詳細スケジュール



3-3 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh03/)に公募記事を掲載します。

(2) 交付申請

本事業では、「一般公募」と新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する事業を分けて公募を行います。

① 一般公募

申請者は、P44以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P42～P43「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P54「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、SIIでは申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。
申請の目安としてください。

② 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

申請者は、P44以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P42～P43「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P54「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

(新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」に1件に限り申請することができます)。

なお、公募対象はZEHのみとします(ZEH+は公募対象外)。

また、SIIでは申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。
申請の目安としてください。

(3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※ 注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4) リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- 1) 補助対象となる蓄電システム(P15参照)に限り、リース契約を認めます。
- 2) リース事業者は1事業者とします。

② 申請方法について

補助対象住宅の建築主(新築戸建建売住宅の場合は購入予定者、既存戸建住宅の場合は所有者)とリース事業者による共同申請としてください。

③ 注意事項

- 1) リース料(元金)は、補助金相当分が減額されていること。
- 2) リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

(5) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(6) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択します。

(7) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、

「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

3-4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

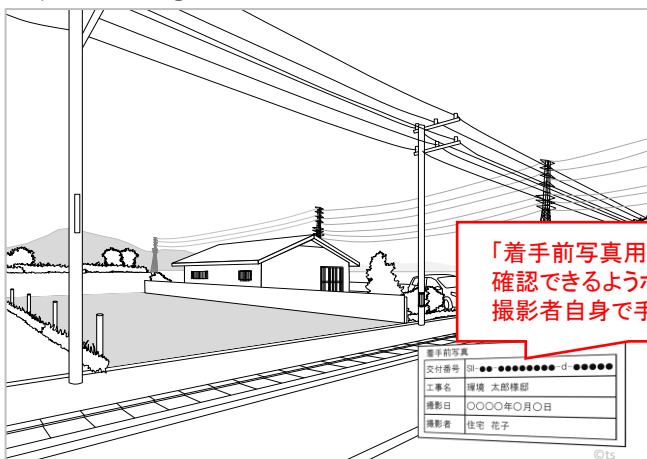
交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助対象工事に着手してください。

原則、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

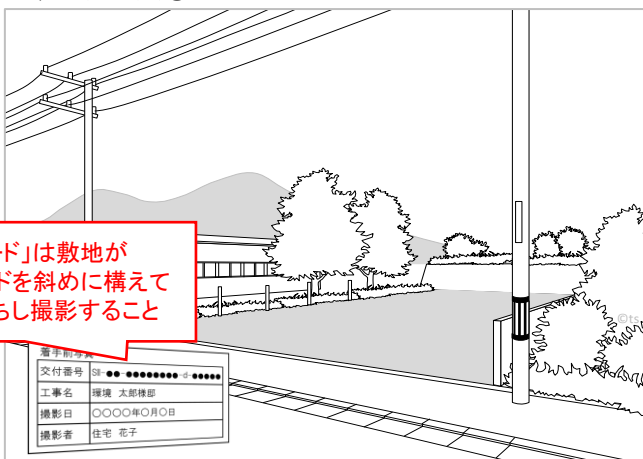
① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの

② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

< 着手前写真① >



< 着手前写真② >



「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようにボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること

※新型コロナウイルス感染拡大によるその後の補助対象工事への影響に鑑み、補助対象外となる基礎工事について、「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。

※補助対象となる断熱工事の交付決定前着工は認められませんのでご注意ください。

※基礎工事以外の工事項目の事前着工はできません。

※事前着工及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。

(2) 中間報告書の提出

補助事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P54「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は指定期日内(P20～21参照)に提出してください。

- ① 実施計画書(設備)
申請する住宅に導入する設備の情報を記入すること。
- ② 着手前写真
(1) 補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、**カラー**で出力したものを提出すること。
- ③ 確認済証の写し
確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ④ BELS評価書の写し
評価書には、『ZEH』※1※2であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ⑤ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図
BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑦ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)※3
交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。

- ⑧ 外皮仕様調書※3
- ⑨ 相互接続性確認表※4

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

※2 当該要件を満たす事業に限り、ZEH Orientedであることも可とします。

※3 UA値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要。

※4 [ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業のみ提出。

(3) 中間検査(現地調査)

- ① SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行いますので、必ずご協力ください。
中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
- ② 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。
但し、補助対象住宅の[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること(P31参照)。

3-5 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、完了実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にもその旨を通知します。
完了実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。

※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 確定検査(審査)

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者にも補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取り消し又は返還を求める場合があります。
※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。

報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。

また、別途、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回：2022年11月頃(報告対象期間:2022年 4月～2022年9月分)

第2回：2023年 5月頃(報告対象期間:2022年10月～2023年3月分)

第3回：2023年11月頃(報告対象期間:2023年 4月～2023年9月分)

第4回：2024年 5月頃(報告対象期間:2023年10月～2024年3月分)

(6) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※ その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、リース事業者はその限りではありません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者又は所有予定者となる個人であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**。
- ③ 申請後の申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)。
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類の副本を控えとして手元に残してください。
- ⑧ 手元に保管すべき副本等をSIIに提出した申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)から書類の返却を求められた場合、SIIは着払いにて返送しますので、注意してください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

3-7 よくあるご質問について

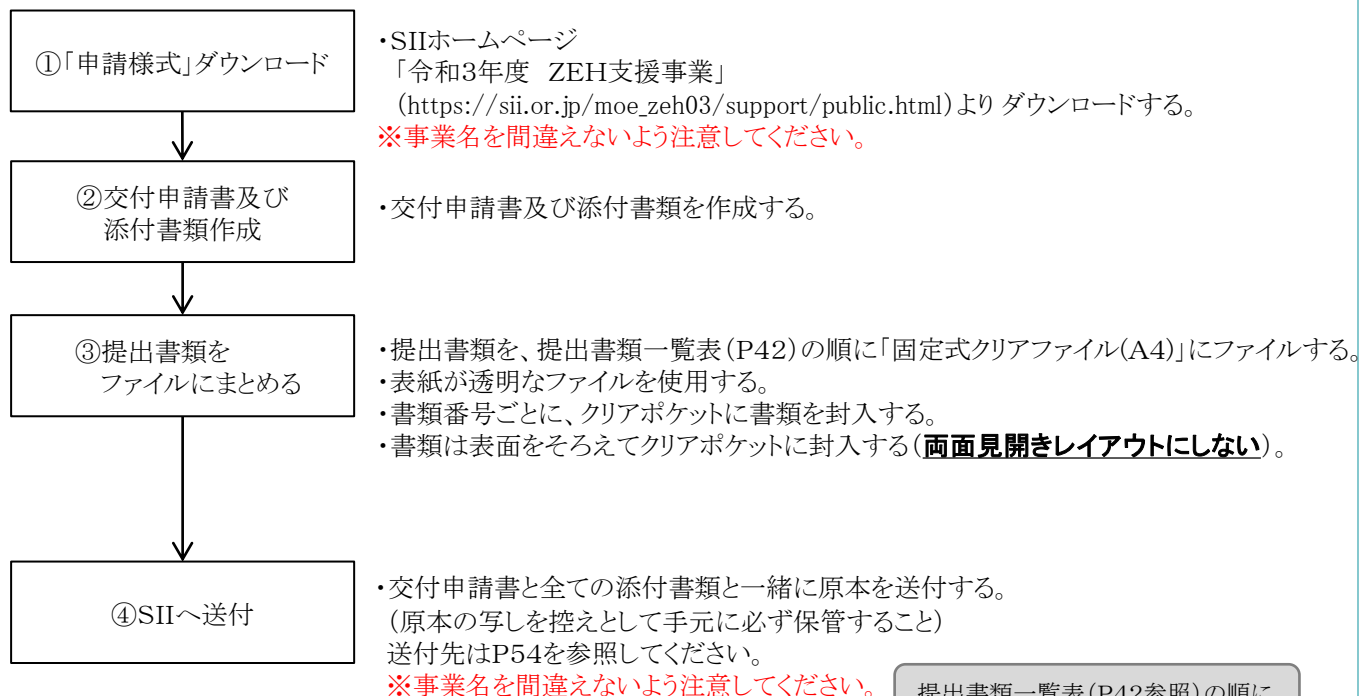
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/moe_zeh03/support/faq.html

4 交付申請の方法

4-1 申請について

- ・SIIホームページから「令和3年度 ZEH支援事業」(https://sii.or.jp/moe_zeh03/support/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
(注) P42「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>

表紙が無色透明なクリアファイルを使用してください。

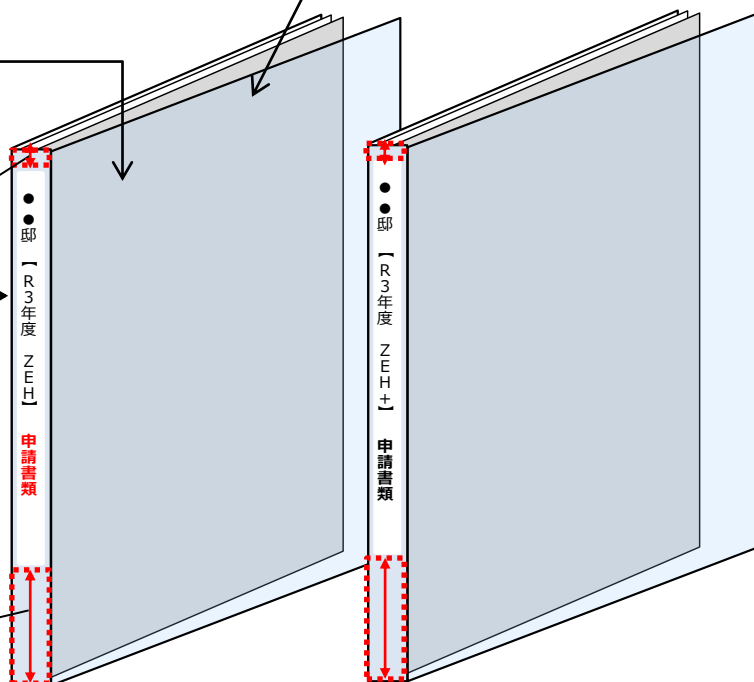
※固定式クリアポケット20ページのものを使用すること
※ポケットは上から入れるタイプに限る

背表紙の余白は1cm程度あけ、上部分をなるべくつめてください。

背表紙に
「(申請者氏名)邸【R3年度 ZEH】
申請書類」または
「(申請者氏名)邸【R3年度 ZEH+】
申請書類」と必ず明記してください。
※背表紙は、書類管理上必要となります。

背表紙を上につめて下部分は空けてください。

提出書類一覧表(P42参照)の順に書類をファイリングしてください。



【ZEHを申請する場合】

【ZEH+を申請する場合】

4-2 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P45～48
②	誓約書		・SIIが指定する誓約書に記入すること	●	定型様式1-4	P49
③	事業概要書		・申請する住宅の概要を記入すること	●	定型様式1-1	P50
④	交付申請額算出表		・補助金交付申請予定額を算出すること	○	定型様式1-2	P51～52
⑤	配置図		・建設地と接する道路の種別、幅員が記載されていること ・狭小住宅においては敷地の求積計算も記入し提出すること	●	様式自由 (A3用紙)	—
⑥	狭小住宅による申請の場合	平面図	・各階毎に部屋名・寸法が記載されていること	○	様式自由 (A3用紙)	—
⑦		立面図(四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること ・影響する北側斜線が記載されていること	○		—
⑧		登記事項証明書	・申請する住宅の敷地について法務局で登記事項証明書、地積測量図、公図を取得し、その写しを提出すること	○	—	—
⑨		地積測量図、公図		○	—	—
⑩		都市計画図等	・建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示された資料を提出すること	○	—	—
⑪		敷地写真(1枚)	・敷地の全景が確認できるように撮影すること	○	—	—
⑫	[ZEH+の選択要件]⑨電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備を選択した場合	設置図	・設置図には電気自動車の保管(充電)場所及びコンセントの設置位置を記載※すること ※設置図は、上記⑤配置図又は⑥平面図との兼用を可とする	○	様式自由	—
⑬	リースの場合	リース契約書(案)	・一括リース契約であることが確認できるもの ・リース料金から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	○	様式自由	—
		リース料金計算書	・蓄電システムをリースで導入し、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式1-3	P53

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例
⑭	本人確認書類の写し	・運転免許証、健康保険証、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、印鑑登録証明書のいずれか1つ ・有効期限内のもの (印鑑登録証明書の場合は発行日が申請日より3か月以内のもの)	●	—	—
⑮	提出書類内容チェックリスト	・①～⑭の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式1-5	P44

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出
※ ⑥～⑪は、狭小住宅以外の申請の場合、交付申請時は提出不要です。
但し、⑥平面図及び⑦立面図は、中間報告時に提出を求めます。

5 交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式1－5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 1－5

提出書類内容チェックリスト(令和3年度 ZEH支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名		環境 太郎			
手続代行者名		□□□□株式会社 □□□□支店			
No	書 類 名	項 目	内 容	確認欄	
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する様式は令和3年度 ZEH支援事業のものか。	☐	
			必要事項が記入されているか。	☐	
②	誓約書	申請者1	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐	
		申請者2 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐	
		手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐	
③	事業概要書	事業概要書全般	申請する住宅の内容等、交付申請時の必要事項が全て記入されているか。	☐	
		COOL CHOICE 賛同登録	「COOL CHOICE」特設サイト(https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html)にて「賛同登録」を行ったか。	☐	
④	蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする 場合のみ	交付申請額算出表	合計金額は正しく表示されているか。	☐	
		蓄電システム明細	申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、及び算出業者名の記入等、必要事項が全て記入されているか。	☐	
⑤	建築図面	配置図	建設地と接する道路の種別、幅員が記載されているか。 また狭小住宅で申請する場合、敷地の求積計算は記入されているか。	☐	
⑥	狭小住宅関連書類 都市部狭小地で申請する場合	平面図	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。	☐	
⑦		立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	☐	
			影響する北側斜線が記載されているか。	☐	
⑧		登記事項証明書	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐	
		地積測量図	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐	
		公図	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐	
		都市計画図等	建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示されたものであるか。	☐	
		敷地写真	敷地の全景が確認できる写真であるか。	☐	
⑨		〔ZEH+の選択要件〕で 「⑨電気自動車を活用した 充電設備」を選択した場合のみ	設置図	電気自動車の保管(充電)場所及び電気自動車用コンセントの設置位置がわかるか。 ※上記⑤配置図との兼用を可とする	☐
⑩		リースの場合	リース契約書(案)	交付申請書の申請者の記載内容との整合性はとれているか。	☐
	リース料金計算書		契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか。	☐	
⑪	本人確認書類の写し	発行日	有効期限内のものであるか。	☐	
		登録者	申請者本人のものであるか。	☐	
⑫	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐	
		チェックの確認	提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐	

R3-ZEH-1

様式第1 交付申請書 1 / 4

様式第 1

2021 年 〇〇 月 〇〇 日
(1 / 4 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

現在の住所を正しく記載すること

申請者 1 住 所 〒 000 - 0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

本人確認書類と一致していること

名 称 環境 太郎

押印不要

代表者等名

住宅を所有し、居住される方(1名)が申請すること
(補助金を受領される方)

生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者 2 住 所 〒 222 - 2222

△△県△△市△△町△丁目△△番△△号

代表者名等は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

名 称 株式会社 △△リース

押印不要

代表者等名 代表取締役社長 △△ △△

手続代行者 住 所 〒 111 - 1111

□□県□□市□□町□□丁目□□番□□号

名 称 □□□□株式会社 □□□□支店

押印不要

代表者等名 支店長 □□ □□

代表者名等は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

令和 3 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業 (高低中層 ZEH-M)) 交付要綱 (令和 3 年 4 月 1 日環地温発第 21033023 号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1 交付申請書 2/4

記 (2 / 4 枚)

1. 申請する補助事業

☒	令和3年度 ZEH支援事業のうち ZEH	申請するいずれかの事業を選択すること
☐	令和3年度 ZEH支援事業のうち ZEH+	

2. 補助事業の名称

自動転記

環境 太郎邸 ZEH支援事業

3. 補助事業の内容

別添による

「ZEH支援事業のうち ZEH」を申請する場合は
交付申請額算出表と一致しているか
確認すること

4. 補助金交付申請額

補助金交付申請額	744,000 円
----------	-----------

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。
暴力団排除に関する誓約事項 (別紙1)
役員名簿 (別紙2)
その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

様式第1交付申請書 3/4

(別紙1)

(3 / 4 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

R3-ZEH-1

様式第1交付申請書 4/4

(別紙 2)

(4 / 4 枚)

2021 年 ○○ 月 ○○ 日

役員名簿

法人・団体名等：株式会社 △△リース

[illegible]

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに入力し、氏名カナ欄はカナ読みを入力すること。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

R3-ZEH-1

定型様式1－4 誓約書

定型様式1－4

環境 太郎 0000000

2021 年 〇〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

令和3年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ (以下「SII」という。) に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 交付申請**
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 重複申請の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 申請内容の変更及び取下げ**
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 事業の不履行等**
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 免責**
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者 (補助事業を行おうとするもの)、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

入力必須

2021 年 〇〇 月 〇〇 日

法人名又は氏名は入力、直筆どちらでも可

申請者1 名称 環境 太郎

押印不要

代表者等名

申請者2 名称 株式会社 △△リース

押印不要

代表取締役社長 △△ △△

交付申請書 (1/4枚) の
手続代行者記載情報と一致していること

手続代行者 会社名等 □□□□株式会社

押印不要

代表者等名 支店長 □□ □□

R3-ZEH-1

定型様式1-1 事業概要書

定型様式1-1

環境 太郎邸0000000

ZEH支援事業 事業概要書

1. 補助対象住宅の概要

募集区分	一次公募		ZEHのタイプ	ZEH+		申請するZEHのタイプを選択すること				
ふりがな	かんきょう たろう					電話番号	(0000) 00 - 0000			
交付申請者氏名	環境 太郎					申請者の連絡先を入力すること				
建築地	〒	000	-	0000	〇〇	県	〇〇	市		
	〇〇〇町〇〇〇-〇							住所は原則地番を入力すること		
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4	多雪地域	☐	ZEHの種別	『ZEH+』	種別選択
都市部狭小地	☐	敷地面積		m ²	用途地域			北側斜線		数値を入力すること
ZEH+の選択要件 導入する要件に■をつける		☒ 外皮性能の更なる強化 ☒ 高度エネルギーマネジメント ☐ 電気自動車を活用した充電設備								

2. 一次エネルギー消費量削減率

再生可能エネルギー等を除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	25	%以上
再生可能エネルギー等を加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	100	%以上

ZEHは20%以上、ZEH+は25%以上が自動表示

ZEH+で選択した要件2つ以上をチェックすること

ZEHの種別に応じて自動表示	
『ZEH』	100%以上
『ZEH+』	100%以上
Nearly ZEH	75%以上(100%未満)
Nearly ZEH+	75%以上(100%未満)
ZEH Oriented	20%以上(100%未満)

3. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

令和2年度 〇〇〇〇補助金

4. リース情報

☐ 蓄電システム

リースを利用するシステムがあれば「■」をつけること

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28 ●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●ハウス		

支店が無い場合は、グループ番号入力不要

ZEHビルダー登録証に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を入力

6. 手続代行者情報

手続代行担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。

本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること。

手続代行業社名	〇〇〇〇株式会社	支店名	〇〇〇〇支店							
所 属	〇〇部	ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇							
		担当者氏名	〇〇〇 〇〇							
住 所	〒	222	-	2222	〇〇	県	〇〇	市		
	〇〇〇区〇〇〇丁目〇番〇〇号									
電話番号	(〇〇〇)	〇〇〇	-	〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇〇)	〇〇〇	-	〇〇〇〇	
携帯電話番号	(〇〇〇)	〇〇〇〇	-	〇〇〇〇	必ず電子メールアドレスを入力すること					
E-MAIL	問い合わせ等に応じる事の出来る携帯電話を保有している場合は携帯電話番号を入力すること(別の固定電話番号でも可とする)								@	〇〇〇〇〇.〇〇

7. COOL CHOICE賛同登録

私は、政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行いました。

必ずCOOL CHOICE賛同登録を行ってください

R3-ZEH+-1

定型様式1-2 交付申請額算出表

定型様式1-2
環境 太郎邸0000000

交付申請額算出表

[1]補助金交付申請予定額内訳

1. 戸建住宅の補助金申請額(一戸あたりの定額 ZEH: 60万円)

戸建住宅の補助金申請額	600,000	円
-------------	---------	---

2. 補助対象住宅に導入する設備

①蓄電システム導入補助金申請額
(算出表別紙1)蓄電システム明細

蓄電システム明細と一致しているか
確認すること

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円
----------------	---------	---

[2]補助金交付申請予定額

補助金交付申請予定合計金額 (「1. 」+「2. 」)

補助金交付申請予定額	744,000	円
------------	---------	---

蓄電システムを導入しない場合や、
ZEH+を申請している場合はこのページは提出不要

定型様式1-2 交付申請額算出表 別紙1 蓄電システム明細

算出表別紙1

環境 太郎邸0000000

(算出表別紙1)蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 補助事業の名称

環境 太郎邸 ZEH支援事業

自動転記

2. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	のセルは入力項目 それ以外のセルは自動で表示
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (I)
蓄電容量	8.0	kWh
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格(設備費+工事費)の上限額	1,464,000	円
蓄電システム設備費※1 (補助対象費用)	1,160,000	円 (II)

※1 蓄電システム1台あたりの設備費(見積金額)を記入してください。

蓄電システム工事費※2	200,000	円
-------------	---------	---

※2 蓄電システム1台あたりの工事費(見積金額)を記入してください。

蓄電システム 設備費+工事費	1,360,000	円
導入台数	1	台 (III)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円 (IV)

令和3年度における、蓄電システムの
目標価格を表示しています

消費税を除いた設備のみの
見積金額を記入すること

消費税を除いた工事費の
見積金額を記入すること

設備費と工事費の合計が目標
価格以下でないと申請できません

3. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	144,000	円 ①=(I)×(III)×(IV)
------------	-----	-----	---------	--------------------

4. 蓄電システムの設備費

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	1,160,000	円 ②=(II)×(III)
補助対象費用の1/3	386,000	円 ③=②の1/3 千円未満切捨 自動表示

5. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ④=①、③のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

6. 補助対象費用 算出業者名
(②の金額を算出した業者の社名、住所を記入すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社

会社名・住所を
入力すること

押印不要

7. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※3		円 ⑤ 千円未満切捨
------------------	--	---------------

※3 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、
自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

8. 蓄電システム導入補助金合計申請額

補助金合計申請額	144,000	円 ⑥=④+⑤
----------	---------	---------

[2]補助額上限

補助額上限	200,000	円 ⑦
-------	---------	-----

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 =⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	---------	-----------------

定型様式1-3 蓄電システムリース料金計算書

- ・リース料金計算書の提出は該当者のみ
- ・リース契約書(案)と整合性を取る

定型様式1-3
環境 太郎邸0000000

蓄電システムリース料金計算書

申請内容に関する問い合わせに確実に
対応できる担当者の連絡先を記入すること

1. 申請者情報(リース担当者等)

会社名	株式会社 △△リース		支店名	△△△△支店	
所 属	△△部		担当者氏名	△△ △△	
住 所	〒 △△△ - △△△△		△△ 県 △△ 市		
	△△町△丁目△△番△△号				
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△		FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△	
E-MAIL	△△△△△△ @ △△△△△△△△				

2. 補助事業の名称

自動転記
環境 太郎邸 ZEH支援事業

3. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	年 月 日 から 年 月 日
	ヶ月

本事業の処分制限期間（6年、72ヶ月）以上とすること

4. リース等料金計算

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]
	費用項目	補助金適用後の金額
(B)	補助金交付 申請予定額	円
リースする機器の補助金交付申請予定額を記入すること。		
(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A) - (B)	円 [税抜]
(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]
(E)	リース対象元本 (C) + (D)	円 [税抜]
(F)	金 利(%)	%
(G)	金 利(金額)	円 [税抜]
(H)	リース料等総額 (E) + (G)	円 [税抜]

補助金の有無を問わず補助対象経費
(機器費のみ)を記入すること

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

※「一般公募」と「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」を分けて公募を行います。
間違えないよう注意してください。

【新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内
『令和3年度 ZEH支援事業』
新規取り組みZEHビルダー/プランナー 申請係

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

☐ 交付申請書(ZEH)
☐ その他の書類

会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____

使用例



【一般公募の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内
『令和3年度 ZEH支援事業』 申請係

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

☐ 交付申請書(ZEH)
☐ 交付申請書(ZEH+)
☐ その他の書類

会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____

複数申請書を同封の場合
申請書数 件

上記は、令和3年度 ZEH支援事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」の使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「令和3年度 ZEH支援事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh03/

TEL 03-5565-4030

【受付時間】 平日 10:00～17:00